

ノーチラス会 内部規約

はじめに

内部規約とはNPO法に沿って制定された定款の範囲において定められた、より具体的な当会の運営に関する規則のことである。この規約は、会の現実に即した、迅速で効果的な運営を可能とする指針を示すものであり、これは理事会の決定により適宜、変更を行うことが可能なものとする。ただし、現時点では、定款に明記されているものではないために、法的には無効であり、あくまでも会員の自主性にゆだねるものである。

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この会の正式名称を、特定非営利活動法人日本双極性障害団体連合会と称する（以下、「本会」と省略する）。
- 2 本会の通称をノーチラス会とする。
- 3 本会の英語名をAlliance for Bipolar Disorder NPO in Japanとする。また、その略称をABDJとする。

(目的)

- 第2条 本会は、以下の目的のために活動を行う。
- 双極性障害（統合失調感情障害・混合型を含める、以下同）の一般社会に対する認知度向上と、差別や偏見などによる人権問題を無くすために啓蒙・啓発活動を行う。
- 双極性障害の当事者、家族、この疾患にかかわる医療者の連携による相互扶助活動を通して、会員のみならず、日本全国の双極性障害患者の自殺防止をはじめとする健康推進に寄与する。
- いまだ原因が不明で根本治療のない双極性障害の科学的研究に協力し、この疾患原因の解明と、治療法の開発に寄与する。
- 地域ブロックを順次立ち上げ、全国組織としての使命を果たしていく。
- 双極性障害の当事者が住みよい社会を作るための活動を行う。

注) 現内部規約の目的の前半部分は定款に反映されているために省略。

(活動)

- 第3条 本会は、前条の目的を果たすために以下の活動を実施する
1. 定例会
 2. 講演活動

3. 交流活動
4. 地方支部の設立活動
5. 各種患者あるいは学会等の団体との連携活動
6. その他、前条の目的に合致した活動

第2章 会則

(会員)

第4条 会員資格

双極性障害の当事者あるいはその家族、又は、主に双極性障害の治療や社会復帰などに携わる医療あるいは福祉などの専門家あるいはそれに準じるもの。

双極性障害の科学的研究に従事するものあるいは、双極性障害の人権を擁護する活動をするものなど双極性障害にかかわる活動を行っているもの。

それ以外にも、本会の目的（第2条）をよく理解し、その活動（第3条）を支援する意思のあるもの。

(会費)

第5条 会員は、入会時に年会費を収めるものとし、以下に定める金額を納入しなければならない。

入会金 なし

年会費

- (1) 正会員（個人） 四千元
- (2) 賛助会員（個人） 四千元
- (3) 正会員（団体） 壹万円
- (4) 賛助会員（団体） 壹万円

2 会費の有効期限は当該年度末までとする。

3 次年度からの年会費は、当該年度の三月末日までに納めるものとする。

4 一度納入した年会費は、いかなる場合においても返還されない。

(会員の順守規則)

第6条 会員は以下の規則を守らなければならない。定款および内部規約に反する行為をしてはならない。

- (1) 会員は、定款および内部規約に反する行為をしてはならない
- (2) 会員は、他の会員の生命及び生活に脅威を与えてはならない。
- (3) 他の会員の健康状態を故意に悪化させてはならない。
- (4) 会員は、この会の名誉を傷つけてはならない。
- (5) 会員は、会の存続を危機に陥れてはならない。

- (6)会員は、定例会などで団体行動を乱す行為をしてはならない。
- (7)本会内において、集団的な布教活動および政治活動をしてはいけない。

第3章 事務局・役員

(活動)

- 第8条 理事会と共に、本会の運営を統括し、本会の目的（第2条）を実現するための活動（第3条）に関する実質的な作業を行う部門として事務局を設置する。
- 2 活動費用は、理事長の管理の下に行われる。ただし二十万円以上の物を購入する場合は事前に監事の許可を得る。監事が不在あるいは健康上の問題などで事前の許可を得ることが困難な場合は、理事会において三分の二以上の賛成により許可される。いずれの場合にしても、理事長には、購入の目的について会報などを通じて速やかに会員に説明する義務がある。

(事務局員)

- 第9条 事務局の業務を行う構成員を事務局員とよぶ。
- 2 事務局員および事務局の役員の任免は理事長が行う。
 - 3 事務局に、次にあげる職員を置く。ただし兼務は可能である。
 - (1) 事務局長
 - (2) 事務局次長
 - (3) 会計
 - 4 理事長は、前項以外の職制を定めることができる。
 - 5 事務局員は各役員ともに、すべて当会の会員であることにおいて一会員と何らの区別はない。
 - 6 事務局の各役員の構成や組織については別途定める。

(事務局員の職務)

- 第10条 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が職務を代行する。
 - 3 会計は、理事長の命を受けて、この会の会計、経理に従事する。
 - 4 事務局員は、事務局長の命を受けて事務に従事する。
 - 5 事務局員は必要に応じ、会員の代表として理事会へ議案を提出する。

(事務局員の任免及び職務の指定)

- 第11条 職員の任免は、理事長が行う。
- 2 職員の職務は、理事長が指定する。
 - 3 職員は任免されるときに会に秘密保持誓約書を提出する。

(事務局員の任期・解任)

- 第13条 各役員が任期中に途中辞任する場合、その事由を示すことが必要である。
- 2 職員は、事務局長にその事由を示し認められた時、一時的にその業務を休むことができる。
- 3 理事長は、以下のとき職員を解任することができる。
(1)体調不良により、職務能力が著しく低下したとき。
(2)第7条またはこの会との契約に違反したとき
- 4 職員は辞任あるいは解任時に、処分可能な秘密情報を会に返却あるいは破棄するとともに、任を辞めた後も秘密保持誓約を守らなければならない。
- 5 職員は辞任あるいは解任後も職務の引き継ぎをしなければならない。

(事務局役員)

- 第14条 理事長は理事あるいは監事、事務局員の中から「相談役」「会長」「患者代表」などの、いわゆる名誉職を任命することができる。
- 2 名誉職は、少なくとも理事長経験者などの本会に大きく貢献したものに与えられる。
- 3 名誉職の任期は2年間である。
- 4 名誉職に就いたものは対外的な肩書として名誉職を用いることができる。

(報酬)

- 第15条 報酬はなし。
- 2 交通費は実費支給する。ただし指定席、グリーン、特急料金などは除外する。また、月額として一万円（事務局員）、同一万五千元（理事、監事）を上限とする（ただし関東在住者には支給しない）。
- 3 宿泊費は月額五千元（事務局員）、同八千元（理事、監事）を上限とする（ただし関東在住者には支給しない）。

第4章 会計

(会計)

- 第16条 この会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 2 会計は、毎年1回決算を行い、会計監査の承認を経て、総会において会員に説明を行うものとする。
- 3 年会費は会の運営のために使われる。
- 4 決算時の黒字残高は次年度の活動資金とする。
- 5 会の活動資金は、一般的には理事長と会計の判断で必要と判断されれば出金して良い。
- 6 必要な活動資金が高額（30万円以上）になる場合は、理事会の議決により決定する。
- 7 私的に会の運営資金を使用してはならない。

第5章 地方会

(地方会)

第17条

地方の会員のために、地方会の設立と維持を支援する。この活動は、当事者会の活動において唯一治療的効果に対するコンセンサスのある対面交流の効果を地方会員も受益できるようにすることが目的である。また、この活動は、内部規約に定められた「地域ブロックを順次立ち上げ、全国組織としての使命を果たしていく。」(第一章 総則 第2条(目的)より)、および、「4. 地方支部の設立活動、5. 各種患者あるいは学会等の団体との連携活動」(第3条(活動より))にも即している。ただし、この試みは試験的であるため、平成26~27年度に限定されるものとする。2年間の試行を経て平成28年度に改訂することとする。

2

地方会の定義

定款で定めた団体会員のうち、以下(a)~(g)の条件を満たすものを地方会員とする。

- (a) 運営がノーチラス会員を中心に行われていること。
- (b) 例会を中心とした活動を行う双極性障害の当事者会であること。
- (c) 活動目的がノーチラス会の目的・活動に合致していること。
- (d) 参加者に、反社会的勢力に属する者が含まれていないこと。
- (e) 人数はノーチラス会員(正会員・賛助会員問わない)3名以上であること。
- (f) 構成員の半数以上がノーチラス会員であること。
- (g) 毎年度ノーチラス会理事会にて承認を受けること。

ただし、立ち上げ当初については、以下のように条件を緩和する。ノーチラス会員を含む4名以上の会員として立ち上げることも可能とする。また、任意団体の当事者会は参加者が流動的であることを考慮し、会員におけるノーチラス会員の割合は目標数値とする。また、地方会員は、うつ病や神経症などのその他の精神障害者を排除するものではない。(a)~(g)の管理のために年に一度、会員名簿の提出を義務付ける。ノーチラス会員に関しては4の援助に関連して本名の記載を必須とするが、そのほかの者に関してはニックネームなどでも構わないとする。

3

地方会の活動

具体的な活動としては例会、茶話会、レクリエーション、相談、研修などであるが、各会の自主性に任せる。

代表者は地方におけるノーチラス会の会員増に務める。また、代表者はノーチラス会の運営に協力しなければならない。

宗教活動や政治活動は行わない。

地方会におけるいかなるトラブルに関しても、ノーチラス会は責任を免除される。

4

ノーチラス会から地方会に対する援助

地方会はノーチラス会より以下の援助を受ける事が出来る。

- (a) 運営その他のアドバイスをする。
- (b) 運営費や講演会・研修会など地方の当事者にとって有意義と認められる企画に対する各種援助（講師の派遣、費用の一部負担など）。ただし、助成金を受ける次項に関しては事前に任意の書類（企画書など）の提出を行い、理事会における事前の審査と承認とノーチラス会から受けた助成金に対して、その使途を明確にするための会計報告あるいは領収書などの提出をする義務がある。
- (c) ノーチラス会雑誌、ホームページ、ツイッター、その他の方法による地方会の紹介やイベント告知。

以下余白